

成蹊大学における公的研究費の管理・監査体制について

成蹊大学では、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の管理・監査体制を次のとおり定めています。

I. 機関内の責任体制の明確化

成蹊大学における公的研究費(文部科学省その他の官庁又はこれらの官庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とする公募型の研究資金)の管理運営を適正に行うために次のように責任体系を定めています。

- ・最高管理責任者は、大学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長としました。
- ・研究統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長としました。
- ・研究コンプライアンス推進責任者は、学部等各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学部長・研究科長・機関長・事務管理職等としました。
- ・研究コンプライアンス推進副責任者は、研究コンプライアンス推進責任者を補佐する者とし、学科主任・研究科主任・事務管理職等としました。

II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- ・「成蹊大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針」及び「成蹊大学研究活動にかかわる行動規範」を定めています。
- ・「研究コンプライアンス基本規則」を制定し、研究コンプライアンス体制に関する基本事項を定めるとともに責任体系を明確化し、学内外に公表しています。
- ・研究者及び研究費を取扱う者を対象として、研究倫理教育を実施しています。
- ・研究者及び研究費を取扱う者を対象として、研究不正に係る確認書（誓約書）を徴取しています。
- ・科研費ハンドブック、研究費使用ハンドブックを作成し、研究費の使用に関する大学内の統一したルールを研究者に周知しています。また毎年公的研究費の執行説明会を開催し、対象者全員の出席を義務付けています。

III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を統括管理責任者の任務として定め、毎年不正防止計画を策定しています。また、不正防止計画推進部署として、企画運営部研究助成課を充てています。

IV. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費は、次のように取り扱っています。

- ・科学研究費補助金の予算執行状況については、科学研究費経理システムにより、事務

担当者及び研究者が予算執行状況を随時確認しています。

- ・物品の検収については、検収を専門とする事務部署（検収デスク）を設置し、1 円以上の全物品について納品確認、検収を行っています。
- ・機器の保守・点検については、原則として、事務職員（検収デスク）が立ち合うこととしています。
- ・研究者の出張については、出張状況を確認するため、公的研究費使用の有無にかかわらず、研究者から報告書を提出させるとともに、出張を証明できる証憑書類を徴取しています。
- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めるとともに、公的研究費に関わる取引業者から誓約書を徴取しています。
- ・非常勤雇用者の勤務状況を確認するため、事務室において出勤簿を管理し、出勤日毎に押印のため来室させています。

V. 情報発信・共有化の推進

- ・公的研究費に係る事務処理手続きに関し、機関内外からの相談を受け付ける窓口を企画運営部研究助成課としています。

相談窓口：成蹊大学企画運営部研究助成課

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

電話番号 0422-37-3705

ファックス 0422-37-3871

E-mail kenkyujosei@jim.seikei.ac.jp

- ・研究不正に係る機関内外からの告発又は情報提供の受付窓口を企画運営部企画運営課(※)としています。

受付窓口：成蹊大学企画運営部企画運営課(※)

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

電話番号 0422-37-3483

ファックス 0422-37-3883

E-mail kikaku@jim.seikei.ac.jp

※2016年6月1日より企画運営部庶務運営課に名称変更

VI. モニタリングの在り方

- ・モニタリングについては、業者との取引について、教員に対するモニタリングを実施し、また必要に応じて業者からヒアリングを行うなど、取引の透明性を高めることとしています。
- ・内部監査については、内部監査室において、大学全体の視点から、年に一度、公的研究費を対象とした監査を実施しています。